

1. 件名：特定兼用キャスクの型式証明に係る申請前確認事項について
2. 日時：令和3年2月19日 16時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室（一部 Web 会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・Web 会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

中野上席安全審査官、松野上席安全審査官、佐藤係長、田澤審査チーム員

Gesellschaft für Nuklear-Service mbH※

ウォルター・ヴォルツァー 設計・解析部長 他4名

原燃輸送株式会社※

遠藤 淳一 取締役設計・開発部長 他3名

伊藤忠商事株式会社※

金光 義崇 原子燃料課長 他2名

## 5. 要旨

○原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、令和3年1月21日の面談を踏まえ、審査会合への申請者以外の事業者の参加及び発言及び審査の進め方について、以下説明を行った。

- 申請内容の説明責任は一義的に申請者にあるため、審査会合やヒアリングにおける説明は、申請者である Gesellschaft für Nuklear-Service mbH（以下「GNS」という。）及びその日本法人が実施する必要がある。その際に、通訳を利用することは妨げるものではないが、申請者以外の事業者による説明は認められない。
- したがって、原燃輸送株式会社（以下「原燃輸送」という。）及び伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠」という。）が審査会合に参加し、GNS に代わって申請内容を説明することは認められない。一方で、GNS による説明を専門的な内容を正確に捉えつつ通訳することは通常的通訳者では困難であることから、「通訳補助」としての立場・肩書として参加することは、必ずしも妨げるものではない。
- なお、審査の進め方として、書面による審査を行うことも可能である。

○GNS から、以下質問があった。

- 書面による審査は、審査会合だけではなくヒアリングにおいても可能か。
- 特定兼用キャスクの型式証明及び型式指定を申請する際に、予め設置するサイトが定まっている必要はあるか。

○規制庁から、以下回答を行った。

- 書面による審査はヒアリングにおいても可能である。ただし、規制庁からの書面による指摘に対する質問や回答は、書面または審査会合等の場で行う必要

がある。

- 申請に当たって予め設置するサイトが定まっている必要はない。一方で、特定兼用キャスクの設置方法に応じて耐震性が当該キャスクを設置する地盤に依存している場合などは、設置するサイトに係る審査が必要になる可能性がある。いずれにしても、設置方法の詳細は実際に申請がなされた後、審査において確認することになる。

○GNS、原燃輸送及び伊藤忠から、説明及び回答について了承した旨及び審査の進め方については社内において検討する旨、発言があった。

○規制庁から、型式証明の申請に係る今後のスケジュールについて確認し、GNS から、引き続き令和3年2月末頃の申請を目指して準備している旨、回答があった。

6. 提出資料：

なし

以上